第百十四条の二十七第一項第二号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十七第一項第三号	遺族共済年金の	旧職域加算遺族給付の
	遺族共済年金に係る併給調整年金	旧職域加算遺族給付に係る併給調整年金
	年月日	年月
第百十四条の二十七第二項各号列記以外の部分	法第七十四条第三項	改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項の規定により準用することとされた改正後国共済法（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法をいう。以下「改正後国共済法」という。）第七十四条第三項
	遺族共済年金の停止解除申請者	旧職域加算遺族給付の停止解除申請者
第百十四条の二十七第二項第三号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十七第二項第四号及び第五号	遺族共済年金について法第七十四条第一項	旧職域加算遺族給付について平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
	遺族共済年金に係る併給調整年金又は当該遺族共済年金	旧職域加算遺族給付に係る併給調整年金又は当該旧職域加算遺族給付
	遺族共済年金の停止解除申請者	旧職域加算遺族給付の停止解除申請者
第百十四条の二十八第一項	遺族共済年金の	旧職域加算遺族給付の
	遺族共済年金に係る併給調整年金	旧職域加算遺族給付に係る併給調整年金
第百十四条の二十八第二項各号列記以外の部分	法第九十一条第一項から第三項まで	平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第六十五条の二又は第六十六条
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十八第二項第二号及び第三号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付

第百十四条の二十八の二第一項各号列記以外の部分	法	改正前国共済法
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十八の二第一項第一号	法	改正前国共済法
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十八の二第三号	法	改正前国共済法
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十八の三第一項各号列記以外の部分	法	改正前国共済法
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十八の三第一項第一号	法	改正前国共済法
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十八の三第三号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十九第一項各号列記以外の部分	法第九十二条第一項	平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十九第一項第三号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第百十四条の二十九第一項第四号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号
第百十四条の二十九第二項	法第九十二条第一項	平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第百十四条の三十第一項各号列記以外の部分	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	法第二条第三項	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第百十四条の三十第一項第二号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付